四日市市告示第279号

四日市市低入札価格調査試行要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。 平成29年 4月24日

四日市市長 森智広

四日市市低入札価格調査試行要綱の一部を改正する要綱

四日市市低入札価格調査試行要綱 (平成20年四日市市告示第362号) の一部を 次のように改正する。

## 改正後

四日市市低入札価格調査<u>実施</u>要綱 別表1 調査基準価格の算定(第3条関 係)

①一般土木工事

直接工事費×<u>0.97</u>+共通仮設費× <u>0.97</u>+現場管理費×0.9+一般管 理費×0.65

②建築工事等·解体工事

直接工事費×90%×<u>0.97</u>+共通仮 設費×<u>0.97</u>+(直接工事費×10% +現場管理費)×0.9+一般管理費× 0.65

- ※建築工事に付随する設備工事は上記に 準ずる。
- ③鋼橋製作・架設工

直接工事費 $\times$ 0.97+(間接労務費+ 共通仮設費) $\times$ 0.97+(工場管理費+現場管理費) $\times$ 0.9+一般管理費 $\times$ 0.65

④水管橋製作・架設工

直接製作費×<u>0.97</u>+間接労務費× 0.97+(工場管理費+設計技術費)

## 改正前

四日市市低入札価格調査<u>試行</u>要綱 別表1 調査基準価格の算定(第3条関 係)

①一般土木工事

直接工事費×<u>0.95</u>+共通仮設費× <u>0.95</u>+現場管理費×0.9+一般管 理費×0.65

②建築工事等·解体工事

直接工事費×90%×<u>0.95</u>+共通仮 設費×<u>0.95</u>+(直接工事費×10% +現場管理費)×0.9+一般管理費× 0.65

- ※建築工事に付随する設備工事は上記に 準ずる。
- ③鋼橋製作・架設工

直接工事費×<u>0.95</u>+(間接労務費+ 共通仮設費)×<u>0.95</u>+(工場管理費 +現場管理費)×0.9+一般管理費× 0.65

④水管橋製作·架設工

直接製作費 $\times$  0.95+間接労務費 $\times$  0.95+ (工場管理費+設計技術費)

× 0.9 + 直接工事費× <u>0.97</u> + 共通 仮設費× <u>0.97</u> + (現場管理費 + 据付 間接費)× 0.9 + 一般管理費× 0.65 ⑤機械設備製作・据付工(上水道機械設備 工事・下水機械設備工事を除く)

(直接製作費+直接工事費) $\times$ 0.97 +(間接労務費+共通仮設費) $\times$ 0. 97+(工場管理費+設計技術費+現場管理費+据付間接費) $\times$ 0.9+一般管理費 $\times$ 0.65

⑥電気・通信設備工事(上水道電気・下水電気・通信設備工事を除く)

機器単体費 $\times$  0.895+直接工事費 $\times$  0.97+共通仮設費 $\times$  0.97+(現場管理費+機器間接費) $\times$ 0.9+一般管理費 $\times$ 0.65

⑦上水道機械設備工事

機器費×<u>0.895</u>+直接工事費×<u>0.</u> <u>97</u>+共通仮設費×<u>0.97</u>+(設計 技術費+現場管理費+据付間接費)× 0.9+一般管理費×0.65 ※機器費は管弁類・購入機器費とし、 直接工事費は機器費を含まない。

⑧上水道電気工事

(機器費+製作原価)×0.895+直接工事費×0.97+共通仮設費×0.97+(現場管理費+据付間接費+設計技術費+指導員派遣費)×0.9+一般管理費×0.65

※機器費には購入機器費を含む。

⑨下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

× 0.9 + 直接工事費× <u>0.95</u> + 共通 仮設費× <u>0.95</u> + (現場管理費 + 据付 間接費)× 0.9 + 一般管理費× 0.65 ⑤機械設備製作・据付工(上水道機械設備 工事・下水機械設備工事を除く)

(直接製作費+直接工事費) × <u>0.95</u> + (間接労務費+共通仮設費) × <u>0.</u> <u>95</u>+(工場管理費+設計技術費+現 場管理費+据付間接費) × 0.9+-般管理費× 0.65

⑥電気・通信設備工事(上水道電気・下水電気・通信設備工事を除く)

機器単体費 $\times$  0.875+直接工事費 $\times$  0.95+共通仮設費 $\times$  0.95+(現場管理費+機器間接費) $\times$ 0.9+一般管理費 $\times$ 0.65

⑦上水道機械設備工事

機器費×<u>0.875</u>+直接工事費×<u>0.</u> <u>95</u>+共通仮設費×<u>0.95</u>+(設計 技術費+現場管理費+据付間接費)× 0.9+一般管理費×0.65 ※機器費は管弁類・購入機器費とし、 直接工事費は機器費を含まない。

⑧上水道電気工事

(機器費+製作原価)  $\times$  <u>0.875</u>+直接工事費  $\times$  <u>0.95</u>+共通仮設費  $\times$  <u>0.95</u>+(現場管理費+据付間接費+設計技術費+指導員派遣費)  $\times$  0.9+一般管理費  $\times$  0.65

※機器費には購入機器費を含む。

⑨下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

## (a) 下水機械設備工事

機器費 $\times$ 0.895+直接工事費 $\times$ 0. 97+共通仮設費 $\times$ 0.97+(設計技術費+現場管理費+据付間接費) $\times$ 0.9+一般管理費 $\times$ 0.65

(b) 下水電気·通信設備工事

機器費×0.895+直接工事費×0. 97+共通仮設費×0.97+(設計技 術費+現場管理費+据付間接費)×0.

9 + 一般管理費×0.65

※下水機械設備及び下水電気・通信設備工事の直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

(注1)及び(注2) (略)

(注3)算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。
(注4)一般管理費等の直後に「スクラップ評価額」が計上されている場合は、「スクラップ評価額」は算定式の直接工事費に含むものとする。ただし、個別案件につき、公告等に別の算定方法の掲示がある場合は、それによるものとする。「算定式の直接工事費」=「設計内訳表の直接工事費」+「スクラップ評価額」

別表 2 失格基準価格の算定(第4条関係)

⑨下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

(a) 下水機械設備工事

機器費×0.69+直接工事費×0.7

機器費×<u>0.875</u>+直接工事費×<u>0.</u>
<u>95</u>+共通仮設費×<u>0.95</u>+(設計技術費+現場管理費+据付間接費)×
0.9+一般管理費×0.65

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

(注1)及び(注2) (略)

別表 2 失格基準価格の算定(第4条関係)

⑨下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

機器費×0.69+直接工事費×0.7

5 + 共通仮設費×0.7 + (設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) × 0.7 + 一般管理費×0.55

(b) 下水電気·通信設備工事

機器費×0.69+直接工事費×0.7 5+共通仮設費×0.7+(設計技術費 +現場管理費+据付間接費)×0.7+ 一般管理費×0.55

※下水機械設備及び下水電気・通信設備工事の直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

(注1)及び(注2) (略)

(注3)算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。
(注4)一般管理費等の直後に「スクラップ評価額」が計上されている場合は、「スクラップ評価額」は算定式の直接工事費に含むものとする。ただし、個別案件につき、公告等に別の算定方法の掲示がある場合は、それによるものとする。「算定式の直接工事費」=「設計内訳表の直接工事費」+「スクラップ評価額」

5 + 共通仮設費×0.7 + (設計技術費 + 現場管理費 + 据付間接費) × 0.7 + 一般管理費×0.55

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、 労務費、複合工費、直接経費、仮設費 とする。

(注1)及び(注2) (略)

附則

この要綱は、平成29年6月1日から施行し、同日以降に公告する工事等に適用する。

(総務部調達契約課)